

太平洋広域漁業調整委員会
第6回太平洋北部会議事録

平成16年3月16日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成16年3月16日(火)10:00~12:00

2 開催場所

東条インペリアルパレス 扇の間

3 出席者

(委員)

澤口政仁、鈴木辰興、木村稔、佐藤弘、福島哲男、鈴木徳穂、長島孝好、伊妻壯悦、
宮本利之、澁川弘、山下東子

(水産庁)

竹谷廣之 資源管理部長

高柳充宏 資源管理部管理課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐

笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班計画係長

藤田仁司 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班課長補佐

福田安男 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第2班課長補佐

竹葉有記 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐

宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

伊藤正輝 仙台漁業調整事務所資源管理計画官

佐藤英輔 仙台漁業調整事務所漁業取締係

堀勝美 北海道漁業調整事務所漁業監督指導官

生駒潔 瀬戸内海漁業調整事務所調整係長

石部善也 九州漁業調整事務所長

吉永政信 九州漁業調整事務所資源管理計画官

4 議 題

(1) 平成16年度資源回復計画関係予算について

(2) 資源回復計画の進捗状況について

(3) 資源回復計画に係る支援について

(4) その他

5 議事内容

開 会

斎藤管理課課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第6回太平洋北部会を開催させていただきます。

本日の部会につきましては、委員数15名のところ11名の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条の規定に従い本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは山下部会長、議事進行の方をお願いいたします。

山下部会長

おはようございます。本日はお忙しい中、年度末にもかかわりませず委員の皆様、それから来賓の皆様も非常に大勢お越しいたきまして、ありがとうございました。

さて、太平洋北部会におきましては、昨年10月9日に第5回部会がございました。このときに行ったことをおさらいしますと、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の実施状況などの報告を受けました。その後、マサバ太平洋系群資源回復計画について御審議いただきまして、そして計画案を何とか了承していただいたところでございます。

本日の部会におきましては、まず、前回の部会で説明がありました資源回復計画の関係予算について、水産庁の方から説明をいただきます。その後、当部会の所管しております資源回復計画の進捗状況について、マサバ太平洋系群資源回復計画の実施状況や候補魚種の検討状況について報告を受ける予定でございます。

また、最後に前回の本委員会や部会で議論になりました、回復計画に対する支援措置について、全国の実施状況を説明していただきたいと思っております。

山下部会長

それでは、議事に入る前に本日、水産庁から竹谷資源管理部長にお越しいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思っております。

竹谷資源管理部長

ただいま御紹介にあずかりました、1月に水産庁の資源管理部長を拝命いたしました竹谷廣之と申します。前任の海野同様よろしく願いいたします。

それでは、この場をおかりしまして一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

本日は、太平洋広域漁業調整委員会の第6回太平洋北部会の開催でございますけれども、年度末の大変お忙しい中、皆様方多数お集まりいただきまして本当に恐縮でございます。厚く御礼申し上げたいと存じます。

御案内のように平成13年に水産基本法が制定されまして、また、その後水産の基本計画

をつくり具体的な施策の実行に移すという中で、非常に大きな柱の政策としまして、日本の周辺水域における水産資源の保存・管理、そして、その持続的利用ということが一番大きな政策の柱であるわけでございます。それを具体化する政策としまして、本委員会も含めまして広域漁業調整委員会の設置が行われ、またそこにおきまして、本日も御審議いただきます資源回復計画というものの制度がスタートしたわけございまして、この制度がスタートして早くも2年半がたとうとしている状況であるわけでございます。

そうした中、本部会におきましては、太平洋の沖合性カレイ類の計画であるとか、あるいはマサバの太平洋系群の計画といった資源回復計画、現在6計画12魚種を実施中ですが、そのうちの2つをこちらで立てていただいております。とりわけマサバの計画というのは、資源回復計画の中でも重要な柱をなしている計画、それを御担当いただいているわけございまして、大変重要な部分を担っていただいている部会と認識しているわけでございます。

今申し上げました6計画12魚種のほかに、現在検討に着手しているのが、第2グループとして4計画10魚種というものが続いておりますけれども、この間、関係の漁業者の方々の大変な御努力によりまして、ようやくこういった段階になってきたわけでございます。

しかしながら、当初、資源回復計画の着手というものは、4月から始まります16年度までにおよそのものはスタートさせたいという計画であったわけございまして、もう一息のラストスパートをかけていかなければいけない時期に差しかかっているわけでございます。

それと同時に、2年半たちますといろいろな課題が出てきておりまして、後ほどいろいろと御議論いただく点でございますけれども、都道府県との連携をどうしていくか、とりわけ都道府県のいろいろな御負担の関係をどうしていくかという課題も出てきております。また、資源回復後の魚の販路の確保をどうやっていくかというような課題も出てきておりまして、いろいろ難しい問題が出てきております。

そうした課題につきましては、しっかりと受けとめて、これから検討していかなければいけないと思っておりますが、とりわけ16年度までがそのスタートの第1段階ということでありまして、17年度以降は新しいステージに入るわけございまして、それに向けまして、予算の方につきましても、より充実したものにしていきたいと考えております。そうした中で、これまでに出てまいりました課題をどう受けとめて、そして、より資源回復計画を推進しやすいような条件づくりをつくっていくかということに取り組んでいきたいと私ども考えている次第でございます。

いろいろな課題等はございますけれども、非常に大事な1年をこれから迎えるわけございまして、委員の皆様方はじめ関係漁業者の方に一層の御努力をいただいて、より多くの魚種について資源回復計画を立てていただければというふうに考えて御期待申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

山下部会長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、まずはお配りしてあります資料の確認の方を行いたいと思います。お願いします。

斎藤管理課課長補佐

それでは、事務局より資料の確認をしたいと思います。まず、議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿、それから、資料1として予算関係の資料、資料2-1として資源回復計画対象魚種の検討状況、資料2-2としてマサバの資源回復計画の進行状況、そして最後に、資料3で資源回復計画の支援の執行状況というふうになっております。皆様のお手元にそろっておりますでしょうか。

ありがとうございます。

議事録署名人の選任

山下部会長

続きまして、後日まとめられます本部会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。部会事務規程第11条で、部会長から2人以上を指名することになっておりますので、僭越ではございますが、私の方で指名させていただきたいと思います。

それでは、今回の部会議事録の署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から青森県の澤口委員、それから、大臣選任の漁業者代表委員の方から宮本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議題1 平成16年度資源回復計画関係予算について

山下部会長

それでは、議事に入ります。

まず議題1でございますが、平成16年度資源回復計画関係予算についてでございます。これについては、昨年10月の本委員会で、水産庁の要求内容について説明を受けておりましたが、この時期以降に財務省との折衝の結果どうなったかについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

斎藤管理課課長補佐

それでは、資料1、資源回復の加速化等関連予算の資料を使いながら説明させていただきます。

資源管理の予算としては、平成16年度水産予算の重点事項の中にも、水産資源調査の充実と資源回復への取り組みへの強化ということで、資源管理の中心的な施策として推進し

ております、資源回復計画の策定の加速化を図るための関連予算の充実を行ったところとなっております。この資料を見ましても、一番下の方に書いてありますが、平成 15 年予算に比べ平成 16 年概算決定額は、対前年度比 130% 拡充したところとなっております。本日は、特に平成 16 年度の関連予算の中で、新規のもの、拡充したものについて要点を絞って御説明したいと思っております。

まず新規のものですが、内容の資源回復計画の普及・促進等、これの一番下の方に書いてありますが、丸印で、施設整備、栽培漁業対策における資源回復のための重点化といった内容があります。これで 3 本の新規事業があります。漁業経営構造改善事業のうちの資源回復計画の推進支援施設整備事業、水産資源増強施設整備事業のうちの資源回復支援施設整備事業、水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業のうちの資源回復計画促進型というふうになっております。

この内容としては、沿岸漁業経営構造改善事業のハードの施設整備、あるいは栽培漁業対策に係る資源回復計画を行っているもの、関連魚種について重点化を図っていくメニューを新しく設けたところとなっております。

この考え方ですが、水産基盤である水産資源の回復を図ることが水産の一番の課題ではないかということから、例えば種苗放流が行われた場合の、すぐとってしまうことの不合理漁獲を資源回復計画と組み合わせて防止していくということで、効果的に資源回復を図っていく趣旨から、新しいメニューをつくったところでございます。

またその上に、減船・休漁とか漁具改良のところの事業名として、資源回復等推進支援事業、約 19 億円の事業費となっておりますが、これは平成 15 年の予算額がゼロで、平成 16 年が 19 億となって、この資料からは新規の予算というふうに受け取られるんですが、これは従来より講じてきた減船・休漁に対する支援事業を、従来は 2 本立ての形で運用してきたものを一つにまとめて、減船・休漁のどちらにでもフレキシブルに対応できるような形にしております。よって完全な新規事業ではないんですが、2 本を 1 本に整理したということで、新規の扱いになっております。

続いて、拡充した事業ですが、一番上の資源調査の充実の項目のうちの、我が国周辺水域の資源調査ということで、15 年が 17 億 9,000 万が、20 億ということで増額しております。この中身は、マイワシといった浮魚資源の変動がどういうふうになっていくかを解明していくこととしております。

その他にも継続事業として、例えば T A E 制度の運営とか T A C、あるいは漁業者の自主的な資源管理型漁業の推進といったもの、いわゆる資源管理の運用をすべて行っていく予算であります資源管理体制・機能強化総合対策事業についても、前年とほぼ同額の予算を確保したところとなっております。

また、前回の部会で、漁具・漁法改良を行う資源にやさしい漁法広域展開促進事業、これは約 3,000 万の事業ということで要求していると御説明を申し上げましたが、この事業

については研究指導課の既存事業などを活用することで整理がなされまして、事業化まで至らなかったということをお報告申し上げたいと思います。

いずれにしても、平成 16 年度概算決定額については、予算状況が厳しい中、資源管理についてその必要性について、財政当局にも御理解いただいて、必要額を確保したということとなっております。今後ともこのような予算を活用しながら資源管理を推進してまいりたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

この資料 1 の 1 枚目だけ、今説明していただきましたけど。

齋藤管理課課長補佐

1 枚目以降は、今説明いたしましたそれぞれの事業の P R 版となっております。きょうは時間の関係上詳しい説明は省かせていただきますが、もし何ら疑問点、いろいろ質問等ありましたら、後日でも事務局なりに御連絡いただければ説明したいと思います。

山下部会長

ありがとうございます。財政状況厳しい中、多くの予算を獲得していただいたという御努力があったようですが、本件について御質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

議題 2 資源回復計画の進捗状況について

山下部会長

それでは、議題の 2 に移りたいと思います。これは資源回復計画の進捗状況についてでございます。

当部会の所掌する資源回復計画につきましては、沖合性カレイ類とマサバの太平洋系群の 2 計画が既に取り組みが始まっております。このほかの候補魚種についての検討状況について、まず事務局から説明をしていただきまして、引き続きマサバ太平洋系群資源回復計画の実施状況について事務局から説明をお願いしたいと思います。それではお願いいたします。

齋藤管理課課長補佐

水産庁管理課の寺谷でございます。よろしくお願いたします。

それでは、まず資料 2 - 1 の横紙の 1 枚ものの資料ですが、こちらに基づき、太平洋北部会の所掌する海域で現在候補となっている魚種の検討状況について御報告したいと思います。資料の中身としては、秋の部会の際に検討状況の方をお報告いたしました、基本的にはほぼ同じ内容なんですけど、若干進展している部分がございます。

1つは、一番上の沿岸性カレイ類。これは仙台湾周辺の沿岸の刺し網とか小底でとられている資源ですが、こちらについては前回の部会のときには、いろいろ調整問題がありまして、浜の方に入って行けない状況で、進んでいないという御報告をしたところですが、こちらについては、今後ある程度地元の方の協議会といいますか、そういう組織化がなされまして、個々部会等もできておりまして、その部会、組織を利用して、浜の方にこれらの魚種の回復計画として取り組んでいくかどうかというような話を漁業者の方におろしていきたい。今年秋の部会までには、回復計画として着手するかどうかという結論を得たいと考えております。

次に、2番目のマダラ。このうち上段の方に書かれている陸奥湾津軽海峡繁殖群のマダラの関係ですけれども、こちらについては先週まで青森県の方で、関係地区の漁業者協議会が地区ごとに開かれました。この中で陸奥湾のマダラについては、回復計画として取り組んでいくという意思決定がなされたところでございます。ただ、陸奥湾となりますとこれは日本海側がほとんどということになってくるんですけども、このマダラについては、産卵期に産卵しに陸奥湾に入ってくる。それ以外の時期、索餌回遊の時期については、北海道の太平洋側に主に回遊して漁獲されているようだということで、関係県としては青森、北海道で、広域種としてやっていきたいということでございます。

ただ、北海道の方も、どこまでこれを海域範囲に含めるかという部分がございます。といいますのは、北海道は北海道で独自のマダラの系群がございまして、実際、漁獲については陸奥湾のマダラと一緒にとられているような状況にございますので、ある程度陸奥湾のマダラに関係する北海道の地域というのを今後整理した上で協議を進めていきたいと考えております。

ほかの広域種については、いろいろ話し合いを地元では行われておりますが、状況としては書かれているとおりとなっております。

また、都道府県の単独で作成する回復計画の方ですが、前回までは、北海道の方で検討が進められているという御報告をしていたところです。北海道については昨年11月に、連合海区の委員会の中に回復計画を検討する専門部会を設置しておりまして、その中で候補魚種を絞り込んだところでございます。前回までは全道で10魚種だったんですが、今回、太平洋の関係では八タ八タが2海域、渡島胆振太平洋と日高の八タ八タ、それから道南太平洋のシシャモ、これは襟裳以西になります。それから噴火湾のトヤマエビ、これの4海域3魚種に絞り込んでございます。今後この中から回復計画として取り組んでいくかどうかというところを、さらに検討を進めることになっております。

また、新しく出てきたものとして、その上にあります福島県のマアナゴがございまして。こちらについては、福島県の方では過去10年程度の中で漁獲量が半減している。回復計画として検討している最中ということでございます。ただ、こちらについては隣県の宮城県、茨城県でもアナゴ、稚魚であるノレソレを漁獲しているのので、隣県の理解が得られれば、

一緒になって広域種として将来的には検討していきたいという希望がございます。

現在の候補魚種の検討状況については、以上でございます。

それから、資料の方はございませんけれども、当部会の所掌しておりますもう既にでき上がった回復計画、沖合性カレイ類と、マサバについては次の資料の2 - 2で実施状況等については御説明しますが、沖合性カレイ類については、前回秋に実施状況を御報告しましたが、今年も2月、3月から一部保護区についてまた取り組みが始まっている状況でございます。

あと計画も、今現在は保護区の設定ということで取り組んでございますが、計画作成するときにも御説明しましたが、必ずしもこれで十分な措置とは言えないということで、追加の措置を資源の動向を見ながら検討していくという計画内容になっておりますが、こちらの検討状況については、資料3の中で若干触れている部分がございます。

資料3の3ページの中段に、沖合性カレイ類に係る支援事業の実施状況の整理表ということなんですが、御存じのとおり保護区の設定ということで、現在この計画に対する支援措置というのは制度上ございません。ただ、一部について、V県と書いているんですが、要はキチジの小型魚が今結構加入がふえているというか、多く入ってきている状況にございますので、回復計画の中でも、キチジについては小型魚の保護を進めて、漁獲量を上げていく形になっておりますが、こちらが水研センターの開発調査部、昔の開発センターになりますが、こちらの方で漁具の改良試験、これはキチジの小型魚の漁獲回避の目合いの選択性等の調査を16年、17年の2カ年でやる予定になっております。こちらについては、実際に操業している沖底船を用船する形になっておりますので、そこら辺で応じてくれる船があるかどうかについて、今いろいろ話し合いをしているところでございます。

また、下の方に茨城の方なんですが、こちらについても今小底の方で減船の方をいろいろ考えております。こちらも漁船数の1割程度、たしか27隻でしたか許可がありますので、2～3隻になると思いますが、将来、今減船の方について検討している状況でございます。候補魚種の検討状況、それから、沖合性カレイ類の中身の検討状況については以上でございます。

山下部会長

ここまでで一度とめますか。

それでは、今資料2 - 1と一部資料3を使って説明していただきましたけれども、ここまでのところで何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

木村委員。

木村委員

2 - 1なんですが、ここで仙台湾の刺し網、小底の件で調整はしていますが、部会はあるものの再度何かまだちょっともめるような状況。この辺を今整理していますが、早速秋の部会までというようなお話がございますので、この辺を宮城として整理したいと思いま

す。

それから、福島のマアナゴなんですが、ノレソレの問題を地域の漁業ということもあるんですが、やはり国として、どの程度の漁獲範囲をすれば資源の悪化にならないか、この辺を調査して地域を指導してほしいと思います。

それからもう1点、さっきの3ページなんですが、福島さんで小底を2～3ばい減船というお話があるんですが、減船はいいんですが、その船がまだ共同事業ということで回って歩くという問題点、これは宮城としてもいつも問題になっておりますが、その辺は国としてどのような考えを持っているのか。減船されても動いているという部分、その3点、報告とお願いということで答えてほしいと思います。

山下部会長

3点目は、減船後もどこかに転売されているという話ですか。共同事業とおっしゃいましたか。

木村委員

転売はできませんから、共同で許可は得ることになります。

山下部会長

それでは、お答えをお願いします。

斎藤管理課課長補佐

今の減船ですけれども、減船するのは茨城の小底でして、これは知事許可漁業の小底ですから、許可自体が減船とともになくなることで、今木村委員がおっしゃったような、要は共同経営で許可をどこかに承継していくという話にはならないと思います。

木村委員

それから、ノレソレ。

斎藤管理課課長補佐

ノレソレについては、今福島県の方で検討している中身では、一つは親のアナゴについては30cmぐらいの体長制限でやっていくと。それから、ノレソレの方については、1日当たりの漁獲量なりを上限を決めるような方向で今漁業者と検討しているところです。

山下部会長

佐藤委員。

佐藤委員

佐藤でございます。沿岸性カレイ類の資源管理でございますが、うちの方では資源管理、資源回復について10年前からこれを望んでいるわけでございます。10年前に刺し網の方々に対して、目合いの規制ということで徹底したんですが、なかなか操業上の中身については、やはり操業の実態を把握する方々がないんです。言うならば組合の方で目合いは何寸目以上にはしてはならない、そして、資源回復するには資源管理するには小さいものをとるなどというような指導をしたんですが、やはり網の反数の制限、そういう問題がなかなか複

雑化されて、5年、6年来やってきたんですが、それはどうすればいいんだということで。網の購入に対して組合がタッチして、そして目合いの規制をして、網を購入する場合は何目以上は買ってはならないというようなことで組合の方で徹底したんですが、なかなかそれがうまくいかなかったということでございまして、これをどうすればいいのかということで今悩んでいるわけでございます。

このカレイ類に対しては、資源回復についてはなかなか面倒であるというような実態でございます。漁民は、とれば魚は不足になるわけですから、やはり大きいものをもって小さいものはとるなというのは漁民はだれも同じ考えでございますが、こちら辺の徹底した仕事をやってもらうには容易でないということでございます。

それから、今の宮城県の方から出ましたノレソレですが、これはうちの方でピロピロと言うんですが、これは10年前にやはりうちの方でもとっていたんです。ところが県の方から、それは八モの子であるというような御指導をいただきまして。そのピロピロですが、割と値段がいいんです。それで、とるということでかなりとっておりまして。私は組合長でございますが、それは八モの子であるからとるなと、とったら大変であると、大きくなってとれというような指導をしたんですが、とっている人は現在のことだけ考えて、高いものをとらないわけにはいかないということで、いろいろけんけんごうごうで議論したんですが、最終的に10年前ですが、これはとるなと。試験場の方で試験の結果、八モの子であったということでございまして、その後うちの方はとっておりません。福島県の方の相双は恐らくとっていないと思いますが、ちょっと福島県の南の方は、茨城の方の入り合いもございまして、福島県も南の方は若干とっているようでございまして、福島県の相双の方は10年前、これをとめました。ということでございますから、隣県ともこれからそういう問題についてお互いに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

山下部会長

ありがとうございます。

今は御質問というよりは現状を報告していただいたと思いますが、なかなか二段構えで難しい問題があるということですね。1つは規制しても徹底しないと、その監視が難しいということのお話だったと思います。それはもう一つは先ほど木村委員からもありましたが、いわゆるノレソレをどのくらいとると資源に影響があるのかというようなまず科学的な根拠が示されて。それから、1匹もとれないほど今資源が危機的な状況にあるということであれば、みんなまたそれを理解してもらいやすいと思いますので、この辺は県なり国の研究センター、独立行政法人ですね、そういうところで科学的な根拠を示して、そして漁業者の皆さんにも理解してもらおうというのが二段構えで大事なのではないかと。それがまた規制の徹底にもつながるのかなと思います。

どうぞ。

木村委員

宮城でもマアナゴの資源管理ということで、県内の資源管理委員会では7年ほど前に、30cm以下のアナゴは放流ということで、売らないということで、そういう管理を整えてやっております。30cm以上をとりなさいと。それをつけ加えておきたいと思います。

山下部会長

わかりました。

ところで、私きのうの南部会で話を伺っていたら、マアナゴ25cmという話が出ていたと思うんですが、この辺、北部会は今の木村委員とか、あと福島県もそうですね、30cmという話ですね。この辺は私から質問するのも変ですが、どうして5cmの差が出るのか教えていただけますか。

佐藤資源管理推進室長

いろんな地域によってこれだけの差があるんだというのが、各地を回って行って初めてわかることが結構ありまして。ところが、それはその地域のいわゆるサイズとか、食習慣とか、今までの流通とか、いろんなものが蓄積してきておりまして。例えばここは九州の人がいないので、びっくりしたんですけど、伊勢湾では小型底びき網漁業がとるトラフグですら25cm未満放流と言っているのに、九州の西の方でははえ縄の人が、何と15cm未満はとらないという規則を決めている。普通、常識では考えられないことが現実にある。ところが、そういうものも長い間とってきている、またそれが流通しているという事実があります。それはそのときのその地域の魚とかが、最終的には大きなものを取りたいんだろうけど、大きいものがないということとか。そういうところはどうしても、その中心地のサイズになってくるんだろうと思うんです。だから、日本国じゅうで例えば35cmなりしているところに、北海道から南の方まで全部同じ統一でやると、一番とにかく厳しい方にすればいいんですが、必ずしも地域によっては、そういう制限をされたらほとんど魚をとるものがなくなってくるところもあるようです。

非常に重要なことは、とっている中で、明らかにサイズの小さいものが商品的な価値がないとか、もう大部分の人はとらない方がいいと思っけていてもそこは徹底してないとか、そういうものときにはやはり、まず25cmなり30cmから入って行く。恐らくきのうの伊勢三河の方も、ある程度マアナゴの保護が出てくれば、その25cmをもう少し上げてはどうかという議論が出てくることもあり得ると思います。

結論から言いますと、よりいいサイズに統一するのは非常にいいんですが、地域地域の流れがあるから、その中で段階的にいい方向に持って行く。ただ、同一水域で同一漁業の場合にA県とB県のサイズが違うということ、これはちょっと流通を含めて業者もなかなか納得しないところがありますので、そこはやはり統一していかなければいけないと考えています。

山下部会長

木村委員。

木村委員

今の佐藤さんの解釈がちょっと理屈に合わないんじゃないかと私は感じたんですが、マアナゴの場合は、伊勢湾あるいは茨城以南については雄が多いんですよ。雄が大半。それで金華山以上はマアナゴが少ないんですよ。金華山が北限とされて、仙台湾とか福島は雌が99%なんですよ。雌が大きいんですよ。雄はもともと小さいんですよ。東京湾以南は。そういう関係上、食文化がそのようにつながっているという表現でないと、さっき言った同じというものの解釈が違うんだよということを、やはり水産庁あたりはきちんと認識していただきたいと思います。

佐藤資源管理推進室長

当然そういうのも含めてその地域によっては、なぜか知らないけどここの魚は大きいなとか、小さいなとか、それは雄とか雌とかいろいろあると思います。ただ、いずれにしても地域によってそもそも漁獲対象のサイズが違う。そのサイズを機械的に統一は、いろいろやってみただけど難しいということですよ。

山下部会長

澤口委員。

澤口委員

青森の澤口です。今回我が方から代表魚種に挙げられましたマダラに関してちょっとお願いの方々ですが、先ほど事務局の方から説明がございましたけれども、この陸奥湾産のマダラが非常に資源が減っている。漁業者が今の状況では漁ができないというような状況でございます。そういったことから前から漁業者間でいろいろ対策を考えてきましたけれども、これは今回の回復計画に乗せなければもう漁業はできないんだというようなことから、これは北部会はかわりが当然でございます。海域としては日本海が主なんです。ただ、回遊する中身としては、先ほど事務局から説明がありましたように、陸奥湾で産卵したものが北海道の恵山沖、噴火湾、道東海域で大きくなって帰ってくるという系群でございます。そういった中で青森県だけこの資源回復をやっても、これは効果が上がらないんじゃないかというのが我々漁業者の考えでございます。先ほど事務局の説明の中でも、北海道とやはり協議しなければならないということでございますので、ひとつ水産庁が積極的に青森と北海道の中に入って指導していただきたいと、このようにお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山下部会長

よろしく申し上げます。伊妻委員。

伊妻委員

質問なんですけれども、先ほど太平洋の沖合性カレイの進捗状況をお伺いしましたけれども、昨年からは青森県から茨城県まで、沖合底びきが沖合性カレイ類の資源回復で保護区

を設けましたけれども、そのとき昨年来ちょっと問題になっておりました、茨城県の北と南の保護区に関して、北のスルメイカのとときに千葉県との調整が大変難しかったように聞いております。それで今年は茨城県の北の海区のイカの操業に関して、どういうふうの水産庁では指導するか教えていただきたいと思っております。

山下部会長

お願いします。

佐藤資源管理推進室長

茨城県の沖に2つの保護区がございます、北の保護区につきましては、沖合底びき網漁業の関係者の方がイカの操業をするときに、その漁場形成がされる場合、そこで使えないということについては非常に厳しいものがあるということで解除条件が出てきました。

これは茨城県の内部でも議論する中にいろんな違った意見があったところで、できればほかの操業区域と同じように、特別の解除条件をつけないでやれないかということのぎりぎりの調整をしていただいた結果、どうしても合意形成を達成するためには一定の解除要件が必要だということになったわけです。

他方、その段階になって私どもも対応が遅れたんですが、千葉県の沖底船の船の方から見れば、南の方も同様の条件なのに解除要件はないという話がありまして、去年は非常に申しわけないんですけども、形式論と実態論という形で整理し、客観的に見た場合には問題が解決してない形になっております。

ただ、その後解除に当たっての実施要領を具体的に決めました。本当にそこを使わざるを得ない状況をどう明確にしていくのか。入って行ったり出て行くとき、またそのときの操業の仕方、結果の報告を相当厳格に定めまして、やむを得ない場合はそれに基づいて実施していただきたいという形にしたわけです。

幸い去年は、保護区の期間中には操業を控えていただいた。これは漁場形成がされなかったということもあるかもしれませんが、茨城県の沖底の関係者の御理解を賜って、実質的にそこを操業されなかったということでございます。

そこで今期をどうするかということにつきまして、実は県の方も関係の漁業者のところへ行って、できればそこをほかの海区と同じような扱いはできないかということの働きかけを引き続きしていただいておりますが、現在のところ昨年来の漁業経営の厳しさ等から、そこに本当に形成されて、そこ以外使えない場合のことを考えたとき、現在のところなかなか難しいという返事をされているということは私ども聞いております。ただ、今後、今漁期までまだ時間がございますので、水産庁としては県庁の方とともに、茨城県の北部の保護区についても他の保護区と同様、スルメイカを目的とする操業も含めて行わないという取り扱いができないか。そういう方向で関係漁業者の方と協議を継続していきたいという形で、結論としては現段階では昨年来の状況と明確な変化に至ってないところですが、今後とも努力していきたいという状態であります。

山下部会長

昨年はこの件も結構もめましたけれども、たまたまスルメイカの漁場がその保護区に形成されなかったので何とか過ごせたということですが、今年もまた漁期がやってまいりますので、なるべく統一されたような決まり事で進めて行かれるように、水産庁の方も、それから関係の皆様の方でも、御努力をぜひお願いしたいと思います。

資料2-1を拝見しますと、この半年の間にも随分と資源回復計画に乗せようというような御努力、漁業者協議会などを通じて進めていただいていることがよくお互いわかったなというふうな印象を持ちます。既に資源回復計画に乗っている沖合性カレイ類、それからもう一つサバについてこれから説明していただきますが、こういう新しいものと、それから既に乗っているものの順調な遂行と両方とも見ていかないといけないと思いますが、では、マサバの方をお願いできますか。

阿部管理課課長補佐

皆さんおはようございます。水産庁管理課の阿部と申します。

資料2-2に基づきまして、マサバ太平洋系群資源回復計画に係る進捗状況を御説明させていただきます。

昨日から御出席の委員におかれましては、また同じ説明かと思われるかもしれませんが、同じ内容について説明させていただきます。

マサバ太平洋系群資源回復計画でございますけれども、前回の秋の10月の太平洋広域漁業調整委員会太平洋北、太平洋南の両部会において御議論いただきまして、無事了承されたことを受けまして、10月23日にこの計画は公表されておりますことをまず御報告させていただきます。

それで前回の部会での検討も踏まえて、資源回復計画のこの特徴を御説明させていただきますと思います。太平洋系のマサバについては、過去の漁獲状況から、1990年代には2回の卓越年級群が発生してきている。これを2000年代についても数回発生するであろうという前提のもと、特にこの資源回復計画においては、2004年級群が卓越年級群であるということを前提に、まず資源回復計画を設定しているということでございます。

この卓越年級群を保護し、親魚として育てる、それが今後また再生産して、サバが倍々ゲームでふえていくという状況をこちらの方としては考えているわけでございます。それにあたりまして、昨年の資源評価の結果で2002年級群が当初、その前年の予想よりも倍近く資源がいる。これを保護すると親魚として非常に有効であるということで、資源回復計画については卓越年級群の発生を待って実施するのではなく、2003年、平成15年度から実施するというように考えてみました。

それで資源回復計画は、漁獲努力量の削減措置で資源を保護しようというのが主体の内容でありますけれども、その漁獲努力量の削減措置は、太平洋系マサバを8割以上漁獲しておる、まず太平洋北部海域で操業する大中型まき網漁業者が、当面の間先発してやります。

しょうという内容になっている。大中型まき網漁業者はどういうふうにして漁獲努力量を削減するかにつきましては、サバの資源量とサバの操業統日とが過去のデータから相関関係があることがわかっておりますので、推定する資源量に基づいて、実際に操業されるであろう想定操業統日の10%から30%程度を削減する。この10%というのは卓越年級群が発生する前のレベルの削減率で、卓越年級群が確定された段階で25%から30%の削減にすということ。

その削減の方法については、係船休漁を行うということ、減船を行うという2つの方法により漁獲努力量の削減を行います。休漁につきましては、サバがいつ、どこで、どれぐらいの規模の漁場が形成されるか全く予想がつきませんので、過去の漁獲の実態等から、マサバが主体にとられていた時期に、前もってこの日というのを決めて行う定期休漁と、サバの漁獲量がかなりの水揚げが上がったときにはその翌日に休みましようという臨時休漁というものをあわせて、その係船休漁を実施するという内容になっておりました。

平成15年度においては、その資源量から推定される操業統日の10%削減するというところで、150統日の削減を予定しておったわけですが、この削減につきましては、この太平洋北部海域で操業する大中型まき網漁業者全員が対象となるわけですが、けれども、特に過去の実績から、そこでの水揚げに対してすごく頼っているというか、操業実績が高い漁業者については、資源回復計画推進支援事業による支援、国、都道府県、漁業者がそれぞれ3分の1ずつを負担するとい支援の枠組みを使って、係船休漁する漁船に対して支援していきましようという枠組みになっておりました。

そういう内容でございましたけれども、昨年10月23日に公表されまして、当初の予定では11月から3月まで5カ月間あるわけですが、毎月1回、第2火曜日をまず定期休漁するということを決めております。また、漁獲量が多いときには臨時休漁を発動する予定になっておったわけですが、その結果でございます。

この資料を見ていただきますと、第1回、第2回、第3回という3回の休漁をこれまで行っております。第1回目の休漁については、11月18日の正午から翌19日の正午まで24時間でございます。これは第2火曜日には当たらないんですが、これは事務方の方の事務手続が当初予定していた第2火曜日に間に合わないということで、急遽翌週にずらしてもらったものでございます。

この中で係船休漁を実施した統数としては、20統。また、他海域で操業していたり、太平洋北部で操業していたけれども、サバ以外の操業をしていた。このときはイナダがとれていたようでございますので、イナダの操業をした漁船が13カ統で、33カ統がきちんとこの削減に参加していただいている。

参考値でございますけれども、休漁日前後のサバの漁獲量ですが、休漁日前には489トン1週間でサバの漁獲があった。後でありますと1週間で139トンの漁獲であった。

第2回目については12月9日、これは第2火曜日に予定どおり行ったものでございます

が、係船休漁を実施した統数は 20、他海域もしくはサバ以外の操業した統数は 13 となっております。休漁日前後のサバ類の漁獲量ですが、休漁日前が 707 トン、休漁日後以降が 2,124 トンになっております。

第 3 回目でございますが、1 月 14 日から 15 日にかけて実施しております。これも第 2 火曜日に該当しないんですけれども、この日が市場の休漁日でそもそも操業する予定のなかった日ということでありまして、日をずらして 14 日に実施したというものでございます。こちらについては、資源回復計画に基づいて係船休漁した統数が 28 統、他海域での操業もしくはサバ類以外を操業した統数が 5 統となっております。休漁日前のサバ類の漁獲量が 551 トン、休漁後についてはゼロトンということでございます。

第 3 回目の休漁日前の 551 トンという数字がありますが、ここで以降サバ類の漁獲が全くございませんで、実は第 4 回目、第 5 回目についても予定しておったところでございますけれども、北部太平洋まき網の漁業者団体の方でルールを決めておりまして、その第 2 火曜日がしけであるときは日を改めて実施するということと、その前にサバの魚影が見当たらないようなときにも見送るというルールがありまして、そのサバの魚場が見つからないということございまして、2 回の実施を見送ってきているところでございます。

この 2 回の実施を見送ったのでございますけれども、これにつきましては 3 月、まだ半月ございますので、この中でサバ類の漁獲が確認された段階で、また休漁について実施するということでございます。きょう北部太平洋まき網の方から、銚子にサバの水揚げがある。それで漁獲量が 9 時現在で 670 トンほどあります。もしかしたら 1,000 トン近く 1 日でいくかもしれませんという報告がありましたので、今後またサバの魚場が確認されたということでございますので、2 月、3 月分の実施する予定であった休漁については実施するということで、また北部太平洋まき網の方と調整していきたいと考えております。

これは係船休漁の話でございますけれども、もう一方の削減措置であります減船についても、実はこの表には載っておりませんが、実施しております。減船については、1 力統丸々減船する本減船と、運搬船を 1 隻減船するミニ減船というものがありまして、ミニ減船、運搬船の 1 隻の減船については既に 2 月の段階で実施しております。また、本減船についても、現在北部太平洋まき網の漁業者団体の方から、1 力統の減船を実施するという話が当方に来ておりまして、具体的な計画の中身を詰めているところございますので、次の部会までには必ず減船する運びになるかと思っております。

また、平成 16 年度以降の係船休漁でございますが、平成 16 年度が資源回復計画の設定上であると卓越年級群が発生する年ということで、かなり高い率の係船休漁を予定しているわけでございます。我々の方としては、その係船休漁については秋以降が主体になるのではないかと考えておりますが、実はこの 15 年度予定していた 5 回の定期休漁がまだ全部実施されていないということでもありますので、業界団体の方とは、16 年度の当初の 4、5、6、7 ぐらいでサバの漁獲がある場合には、また定期休漁を実施することについても今話

し合っているところでございます。

これが15年度の実施状況でございます。16年度の休漁について申し上げますと、前回の部会におきまして、このサバの資源回復計画に基づく係船休漁支援事業の支援を受けながらやるということについては、前回部会でも話が出ましたとおり、15年度分については都道府県の予算措置が事実上間に合わないということで、それでも卓越年級群の発生の前段階としては、今から実施しなければいけないという業界団体側の強い意向を受けまして、業界側が都道府県の3分の1の負担をしてでもやりますということですので、15年度についてはそういうふうなことで実施することになりました。

その段階で、前回の部会でもそうですが、ただし16年度の実施については、水産庁もきちんと都道府県に働きかけをして、県の予算が獲得できるように努力してほしいという話もありましたので、水産庁でもそういう働きかけをしまして、業界団体側も各道県を回ってそういう話をしたところでございますが、結果的にはどこの県も、3分の1の負担を確保するには至りませんでした。

それで16年度の実施について、そういう段階でやるのかやらないのかについて北部太平洋まき網の漁業者団体の方と話し合いを進めているところでございますが、団体の方としては、支援はいただきたかったんだけど、こういう状況であれば、その支援を受けなくとも業界団体が15年度に引き続き16年度も、国の負担と漁業者の3分の2の負担でやるという方向で今現在話を進めさせていただいているところでございますので、業界団体の方で、こちらの方がまとまれば、16年度についてもそういうふうな枠組みで実施していく状況になります。

報告は以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

マサバのこれまでの経緯と、それから来年度の予算措置の話をしていただきましたけれども、この件について御質問、御意見等ございませんでしょうか。

木村委員。

木村委員

ここで3回係船、あるいは休漁しているようなんですが、休漁前と休漁後を全部足しますと、516トン休漁後は多いんですね。この辺はどのような考えですか。

佐藤資源管理推進室長

木村委員の質問されたのは、休漁日前の489、707、551を合計したものと、休漁後のものの数字の差ということでしょうか1。

これは私どもとして休漁後というのは、話を戻しますと結論から言いますと、この数量は意図的にこういうふうになったのかということ、そうじゃなくて結果的にこうなった。重要なのは休漁日をいつ定めるかというときに、この左側の数字が非常に重要で、要するに

魚はとれたんだけど、例えばそのときは市場休漁で、さあそろそろ出ようとしたらしげが来た。5日前には500トン近く揚がったんだけど、次にこれ出るかどうかその辺の判断のときには、休漁日前、つまりむだな休漁でお金は使いたくないというところがあります。本当はその漁場形成があるかどうかというのがわかるデータがあれば非常にやりやすいんですが、ただし、やった後それが結果としてどういうふうにもその後も、例えば551トン漁獲した後の第3回目ですが。

木村委員

ただ、資源管理、資源回復の考え方から言ってどうですかというんです。

佐藤資源管理推進室長

資源管理のやり方から数量的に言いますと、この前後に沖に出たと思われる日の漁獲量程度は削減されたと推定しています。今回の場合はあらかじめ休漁日を設定してやる方法により実施しました。この4カ月間で、389カ統がサバの操業をしており休んだのが68カ統分ですから、これを計算すると、恐らく普通にやっていたら出たであろう68カ統が、どのくらいの削減になったかということ14.9%と。約15%ぐらいはこの3回の休漁によって沖に出る日が減ったであろうと推定します。

ただし、実際に1日休んだことによって、本当に出たときと出なかったときの数量的なものがどれだけ差があるかというのは、残念ながらその根拠に値するものはちょっと難しいと思います。ただ、この前後の推定値から隻日数をかけて、1日当たりこれくらいであろうという計算をすることはできますけれども、結果として今言えるのは、15%ぐらいの沖に出る操業の日数を減らしたということは言えると思います。

山下部会長

第2回の休漁日後が2,000トンとすごく多いので、これで合計すると休漁日後が、私も計算していなかったんですが、500トン多いということになっていると思うんですが、この辺は意図的に休んだ後に魚影を追いかけてとかそういうふうな考えになるのか、そのあたりをおっしゃっているんだろうと。休むには休んだけれども、後でカバーした。でも、それであれば第1回とか第3回も、ゼロということではなくて、もっと追いかけたはずかもしれないと思います。今のところ3つしかデータがないので、もうちょっと積み重ねていくと毎年の傾向などがわかってくるかもしれません。

この後、3月はもしかして行われるかもしれないと。3月行われると、あと予定が全部で5回でしたから、あと1回分を4月、5月、6月ぐらいの中で実施されるかもしれない。それは今年度の予算でやられるという話ですね。それは休漁日前にある程度の漁獲があった場合に、そういうふうにすると。新しい年度にはなるけれども、前の年度の予算で措置されるということですね。そのあたりはまた次回に報告いただければと思います。

ほかには何か。鈴木徳穂委員どうぞ。

鈴木（徳）委員

減船等のことなんですけど、資料1の説明のときに聞き逃したんですが、資源回復等推進支援事業というのは全く新しくはないんだけど、減船と資源回復をひっくるめた事業ですよというのを聞いたんですが、この点について詳しくお願いします。それから、現在行われているこの3回やった休漁に対しての支援は、その下の資源回復支援基盤整備事業の中に入るものとして考えていいんですか。その2点をお願いします。

阿部管理課課長補佐

資料1の資源回復等推進支援事業ですけれども、これは平成16年度からの事業でございます。先ほどの説明にありましたとおり、以前あった減船事業と休漁等の支援事業を、本当に2つあったものをくっつけたただけでございます。そのことによって事業メニューが変更されるとかそういうふうなものは全くございません。こちらの方のメリットとしては、今までは減船事業幾ら休漁事業幾らということになって、片一方がお金がなくなると片一方は余っていても使えないんですけれども、それをもう1本になったのでフレキシブルに、逆に減船の方が多く使いたければ減船の方に使うし、休漁の方に20億使いたければ20億使えと、そういうふうな使い方ができるということになっているものでございます。

それと今まで実施してきた休漁については、この推進等支援事業の前の事業の資源回復、これは16年度からの事業なんですけれども、そのくっつける前の休漁に関する支援の事業の資源回復計画推進支援事業という事業がございます。その事業の内容は、この資料の4ページにあります事業内容の(2)と全く同じでございます。補助率も3分1ということで同じでございます。ということですが、この事業を使って休漁については支援していくということです。

山下部会長

よろしゅうございますか。

鈴木(徳)委員

そうすると例えば減船の予定が当初考えていたより出なければ、休漁の方に回せるという、単純に簡単にわかりやすく言うと、その3分の1国が支援してくれているものが例えば5分の2になるとか、そういうことも考えることはできないのでしょうか。

佐藤資源管理推進室長

予算については国会には、どういう補助率でどのくらいのお金を使いますとセットで提出しておりますので、余ったのでこの際国の補助率は高くしてもいいんじゃないかというふうに一般的に思いがちなんですけれども、そういうふうにはいかないというところがあります。後で御説明しますが、せっかくこれだけお金が余っていれば、出せないところは国が出してやれば事業が動いたじゃないかという議論はもちろんあると思うんですけど、やはり国と県と漁業者の分担というのが事業の性格上重要視されていますので、ちょっとそこは難しいところです。

山下部会長

佐藤委員。

佐藤委員

資料2 - 1でございますが、繰り返すようでございますが、これは前にも申し上げたことがあると思いますが、資源回復に対しては、資源回復は減船問題、そういう問題に対して国から援助できるということを申し上げますと、このアイナメの問題、これはうちの方でも10年くらい前から、大きいアイナメは値段がものすごくいい、小さいのは5分の1、10分の1くらいで値段が悪いと。小さいのはとるなということいろいろお話を漁民の方に申し上げたわけでございますが、やはり漁民というものは、とったものは海には投げられないという考えがありますので、どうしても小さいものをとってくる方々もあるわけです。

そういうことから、ヒラメの資源の放流を平成8年から福島県でもやってきて、30cm未満はとるなということでやってきたんです。ヒラメの場合はいろいろ県の方ともお話ししながらきたんですが、アイナメの場合はヒラメの10分の1しか子が入っていない。ヒラメは10cmにするまでに100円かかる。そうするとアイナメは10分の1です。10cmになるまでに1匹1,000円かかる。それで維持管理がとんでもないと。そういう問題でアイナメの資源の放流するのは容易でないということで、試験場の方も手をかけることに対して遠ざかっているというような中身があるわけだ。

そこで漁民の方から申し上げますと、とった小さいアイナメは組合で買い上げる。そして、その買い上げたアイナメを海に放流するという話も出たんですが、これを組合で買い上げるとなると容易でない金がかかるわけだ。そうしたことになった場合、これも資源回復の一環でございますから、国の言うならばお金で多少援助できるのかどうか、これに対して御説明があれば幸いであると思います。どうですか。

阿部管理課課長補佐

今の佐藤委員からのお話は、アイナメの小型魚をとってきたのを漁協で買い上げて、それを集めて放流するということですね。それにつきましては、資料1の先ほど鈴木委員からお話のありました資源回復等推進支援事業の中の休漁等の推進、係船休漁するのに支援できますという3分の1の補助がそういうふうな内容ですね。小型魚を買い上げてそれを再放流するときの経費とか、そこら辺を対象にもしております。この買い上げのお金については、実勢単価で買い上げてということになります。これを国と県と漁業者が3分の1ずつ負担するという枠組みがきちんとできて。結局、集めてきたけど死んじゃいましたというのでは意味がないので、やはり中間育成する技術があるところが、きちんと育てて放流するという枠組みまで組めるのであれば、そういうふうな枠組みも使えますので、ぜひ使うことについては御検討いただければと思います。

佐藤委員

これは漁民の方々とお話する場合、今言うとおりの何でもかんでも、死んでいるものまで

同じ値段であるということではいけませんから、あくまでも放流して生き残るものはお金に見積もっても、死んだものは海に放しても効果ありませんから、そこら辺を漁民の方に説明する場合、やはり県と国と言うならば自己負担と。3分の1、3分の1、3分の1の中でそういうこともあり得るという説明もしなくちゃならないという場合もありますから、今お聞きしたわけでございます。

以上です。

山下部会長

今私も隣の佐藤室長に聞いたんですけど、資料1の4ページの2の(2)でなっているとおっしゃいますが、ここに書いてないんですね。でも、そういうのはできるということですので。このPR版には余りにも短くなっていて書いてないということですが、これができるということだということで、もうちょっと詳しいもので確認するようにお願いいたします。よろしいですか。

阿部管理課課長補佐

水産庁の方で、全漁連の方でつくった資源回復計画のパンフレットの中に、これは昔の平成15年度までの事業なんですけれども、こういうものができますというのを書いております。そういうふうなものをまた各委員さんの方にお送りさせていただきたいと思っております。ありますか。ここに書いておりますので。

山下部会長

それでは、ほかに。福島委員。

福島委員

先ほどの木村委員さんの疑問みたいなことに対するお答えですが、実際休漁した者として、この数字がどうしてこうなっているかということなんです。11月は比較的休む休まないにかかわらず、サバの回遊がほとんどなかったんです。それで12月に入ってから、毎年のことなんです。サバが意外とまとまって来るんです。この休んだ日、あるいは休まなかった日も含めて。ですから2,000何がしという数字は、要するにカタクチイワシとか、マイワシはほとんどいませんけれども、そういったものがどっちかというとサバの方に押されたのか知りませんが、とにかくサバの方が漁獲が対比してみると多かった。とっていた者として考えてみますと。

それから、1月に入りましてから逆に今度はサバの姿がほとんど見えなくなりまして、カタクチに変わって。ですからゼロという数字になっています。そういうふうなことで。大体これ1月に1回ずつやっていますので、魚群のそのときのまとまりが、やはり非常に変化が大きいと。ですから、なぜ休んだのに12月は2,000トンもとれたんだというような疑問を持たれるだろうと思うんですが、たまたまサバ以外のものが、どっちかというと少なかったということが言えるのではないかと思います。また、12月はしけもかなり多くて、出漁日数も12月10日ぐらいから年末にかけて、大体3分の1ぐらい日数に対して操業し

ておりません。

以上です。

山下部会長

木村委員。

木村委員

そういうことであれば、次のこういうデータを出すとき、前年度あるいは前々年度の対象漁獲を入れていただければ我々は見やすいと思いますので。これだけ出てくると、やはりどうしたんだという意見になりますから、昨年あるいは一昨年、この次にどうなっているんだということも含めまして、あわせた資源管理という認識を持っていただきたいと。

山下部会長

そうですね。詳しくなるときりが無いと思うんですけども。それから、サバ以外のものの漁獲量とか、そういうのも一緒に出ているとわかりよいかもしいと思いますので、次回を期待しております。

ほかにはいかがでございますか。澤口委員。

澤口委員

ちょっとお尋ねしますけど、この減船と休漁日の問題で、ここに記載されている減船はまき網船だけの問題ですか。

阿部管理課課長補佐

資料1の減船ですか。減船については、資源回復の対象となった漁業種類について、大臣管理漁業も知事許可漁業も含めてです。ただ、知事許可漁業と大臣許可漁業では、知事許可漁業については国の補助率が3分の1、都道府県の3分の1というのが義務づけになります。一方、大臣の方は県の負担は任意上乗せで、国が9分の4を出すという仕組みとなっております。だから、対象としてはまき網だけを対象としたものではありません。

澤口委員

わかりました。

それで、先ほどの説明の中で減船は、来年度は1隻1力統ぐらいあるんじゃないかということでございます。我々沿岸漁業者としては沿岸と沖合の問題が、もう皆さんも御承知のとおり、各地区でそういう問題があると。それが資源回復に減船による問題が、もっともっと減船が多くなると沿岸漁業がよくなるんじゃないかというものが、率直に言って我々の考え方でございます。せっかくこれだけの予算があるんですから、もしも減船をやりたいという人があったら、積極的に減船の方を進めていただければよろしいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

山下部会長

減船にかかわらずですが、うまく予算が使えるようになるといいなと思いますが。でもこれは確かに難しくてかないません。私も毎年毎年このようなものを拝見しますが、なか

なか理解するだけで大変です。これが理解できたら水産庁に入れてもらえるんじゃないかというふうに冗談を言ったりしているところです。

もう一つ実は議題がございまして、こちらの方も予算措置にかかわることなんですけれども、議題の2がもし質問等、御意見等ございませでしたら、議題3の方に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木徳穂委員。

鈴木（徳）委員

ここで話してどうかと思うんですが、今の減船のしやすくなるようなお話ということなんです、減船するということはいろいろありますけど、会社の内容が非常によくて減船するというのはもうまれなんです。かつてありましたけど、ほとんどが会社の経営内容が疲弊して、結局減船というけど、廃業みたいな形になっていくんです。そこで、せっかく減船の補助というか、減船に対する補償みたいな補助をもらっても、なかなか民間の方の自分の取引の方にまでお金が回らないと。早く言えば、簡単に言えば、借り入れした大きな公的機関の方に納めて終わっちゃうと。それでもってなかなか。

自分らは自分の住んでいる家がなくなろうと何しよう構わないんですが、身近な取引ですね、簡単に言えばまちの業者さんとかいつも顔を合わせている業者さんに、減船補償の金が回れば心情的に減船しやすいわけなんです。しかし、減船補償でおりた金は、そういう大変な状況ですから、はっきり言うと、お世話にはなったんですが、政府系の金融機関の船の借り入れ、建造資金とか何かの残済に全部取られて終わりになっちゃうんです。ですから、今の減船のしやすい方法という話が出たものですから、そこら辺が官庁でもって入ることができるのかわかりませんが、もし出るときにそこらのことを考えてやれば、心情的あるいはその地域で暮らしている、地域でお世話になった人に対して、迷惑のかけ方が少ないということで減船しやすいんですね。

この時点で減船するとなると、もう1円もないような状態になって、なおかつ補償でおりてくるのは、その上のところで押さえられるもので、一か八かという言い方はあれですけど、続けられるだけ、拙い望みを持っても経営していかざるを得ないというような実情があります。ですから減船補償、ここは補償の数字だけしか、何分の1しか出てきませんが、その使い道に対しても、減船する人に少し配慮してやれるといいのかなと、今までの減船の仕方の方を見ていると考えております。頭に入れておいてもらいたい、あるいは施策の中に明文化して、減船者に減船補償金を配慮するみたいな形をとってもらいたいと思います。いかがですか、お答えは。

竹谷資源管理部長

私はこのポストの前に農林省の金融課長というのもやっていたことがあるんですが、それはなかなか難しい問題ですね。まず減船のお金自身は、結局色がついていないので、何を優先してとかそういうことは決まってないんです。ところが、結局船のかわりのお金と

ということですから、船をなくしたことによるお金ということですから、船との関連性は当然のことながらあるわけです。そういうお金として出てくる。そうすると船についての債権者の方、そこに担保権まで持っている方がやはり優先されてくるという仕組みになっていくのが債権の全体の整理の秩序になっていくと思うんです。

そこのところを今鈴木委員がおっしゃったような形で、システムを変えて、船のことなんだけれども、ほかの例えば油代とか、網代とか日ごろいろんなことでおつき合いのある方優先にとかそういうシステムをつくったりすると、これは恐らく大げさな言い方をすれば、金融秩序のところには大きな変化を与えてしまうと思うんです。今後いろんなところで代船建造していこうというときに、当然、公的金融機関だけではなくて民間金融機関も含めて、みんな担保をつけてそしてお金を貸しているわけですが、それが優先的に返ってこないとなると、公的な金融あるいは一般の民間金融機関の方からも代船建造のお金が入ってこなくなります。

それは、AさんならAさんというケースで減船でそういうふうになると、今度はほかの続くBさん、Cさん、例えばまき網の業界、あるいは底びきの業界に限らず全部に波及していってしまうので、恐らくそういうシステム、制度はつくれないんだと思います。それを国の減船のシステムでもやってみれば、たちまち代船の資金融通が難しくなってしまうことになるんじゃないかと思います。だから、今度は残った方々の資金的手当ての方にも響いてしまうので、そういう制度はまず難しいと思います。結局はそこはケースバイケースで、個々の事業者の方がどれぐらいいろんなところと取引があって、どれぐらい借金があるかという問題になってしまうと思います。一応そういうお答えになるうかと思いません。

山下部会長

木村委員。

木村委員

今減船に対してのお話が出たようなんですが、我々若いときにみんな取り尽くしてきたわけで。ただ、今いなくなって回復計画ということを見れば国も我々も一緒になっていますが、やはり一時的でいいから何%かは漁業登録量を減らして、また回復したらその何%かふやすとか、こういうことを視野に国は施策を考えないと、こんなことばかりやっていたら魚は減りますよ。もう昭和30年代からみんな取り尽くしたんだから。だから、その辺きちんと視野に入れて考えてほしい。

山下部会長

資源回復計画のもともとの考えも、今これから5年間努力量を減らしましょう。そして回復したら、またもとの努力量なり漁獲量に戻るのではないかという考えから、この回復計画自体が始まったというふうに私も理解しております。ただ、もう3年ぐらいたちますが、なかなか理想のように減らせないこと、ですから理想的にはふえてもこないというよ

うな問題はあるかと思いますが、どうですか。

佐藤資源管理推進室長

木村委員の言うように、国家的目標をかけて、国家的に実行し目標を達成できればいいんですけども、木村委員も御存じのとおり、地域に持って行ったらそれぞれのいろんな意見が出てきて、隣がやれとか、沖がやれとかそういう話が出たり、こっちはできないとかいろいろなものがあるわけです。結果的にそういうものを一つ一つつぶしていくというか、説得していくということと、後の議題にもなりますけれども、必要なときに何らかの支援をどういうふうにしていくかというものを共通課題にして動かさざるを得ないのかなと思います。

本当はそういうのが理想だと思いますけれども、今回資源回復計画をやるときに、思っていたことと実際に浜に行っているんな話を聞いてみると、団体の長とか協議会の会長さんなどは比較的理解は得られるんですが、現場に行くと、我々はそんな話は何も聞いてないとか、それは上の方が言っているんでしょう、私らはそうはいきませんよとか、そういうものがあって、まさにこの2年半の間、漁業者協議会が全国で2,000回近く開かれています。これを見てもわかるように、もうとにかく何度も何度も行って、できるところからやっていくということしか実際にはないんじゃないか。ただ、それがベストだとは思いませんが、こういうのをやりながら、よりいいやり方があるんだったら、やっていくしかないのかなというふうに思っております。

議題3 資源回復計画に係る支援について

山下部会長

それでは、残り25分ほどになってしまいましたので、議題3の資源回復計画に係る支援についてに移りたいと思います。

資源回復計画の支援措置については、昨年秋のマサバ太平洋系群の計画を審議した際も随分議論になりました。支援予算の執行状況及び各県の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

阿部管理課課長補佐

それでは、資料3を説明させていただきます。

資料3ですけれども、1枚目に総括的な表をつけておりまして、2枚目以降は各資源回復計画ごとに、また都道府県名を伏せておりますが、一応県ごとにどういう対応がなされているかを載せたものでございます。

まず、資料3の1枚目を説明します。資源回復計画に基づく国の予算を、資料1で来年度予算を説明しましたけれども、そのうち特に漁獲努力量の削減に対して支援するものに関しては、これは平成15年度までの事業ですけれども、この3つの事業があります。

1つは資源回復計画推進支援事業、これは漁獲努力量の削減を休漁とか、漁具の改良とか、そういうふうなもので実施するものに対してでございます。2.が資源回復推進等再編整備事業、これは減船です。3番目が公共事業なんです、公共事業の中で漁場の環境の整備みたいなものの項目がありまして、その中で漁場の海底耕耘とか、堆積物の除去とかを休漁漁船を使って、特に底びき船などが鬼の金棒みたいなものをガーンと引っ張ってもらいと、ある程度畝ができて漁場底質環境が改善するというものに使われているものがございます。

以上の3つがありますけれども、特に我々の方が、こういう支援措置がありますよと言って、特に主体的に説明してきたのは1の事業でございます。それで平成14年度でございますけれども、これはすべて金額は国費ベースでございますので、事業費で言いますと国、都道府県、漁業者が3分の1ずつ負担するので、これの3倍ということになります。

14年度ですが、予算額が4億円つきました。でも、実際に使用した額は3,800万。これについては、内訳で言いますとサワラ瀬戸内海系群にかかるもののみでございました。約1割、だから予算額に対して1割弱の執行ということになります。

平成15年度ですが、6億円の予算を確保しております。これは14年度から15年度に対して資源回復計画数、作成されるものがふえるだろう。県の予算も、14年度で措置できなかったものが15年度以降出てくるだろうということで、予算を上積みしておったところですが、使用実績額としては2億6,600万。これにつきましては、サワラ瀬戸内海系群と伊勢湾・三河湾小底対象資源と、日本海西部アカガレイ、日本海北部マガレイ、ハタハタ、マサバ太平洋系群という5つの資源回復計画で支出しておりますけれども、その主体となりますのはマサバ太平洋系群でございます。これにつきましては、先ほど御説明したとおり、国の助成と漁業者が3分の2を負担するという割合でやっているものでございますが、これがほとんど2億1,200万使っている。あと、サワラ瀬戸内海系群、日本海西部アカガレイにつきましては、国費ベースで2,000万以上の支出をされております。

2.の減船に係る支援事業でございますが、14年度は30億の予算がありました。これについて資源回復計画という資源回復計画に基づく減船というものは、結局実績はありませんでした。15年度でございますが、15億円の予算が、使用実績額としては5,595万9,000円プラスアルファということです。内訳としては日本海北部のマガレイ、ハタハタで、沖底の減船を1隻いたしました。マサバ太平洋系群、先ほど説明したとおり、運搬船1隻の減船と、あと本減船ですね。1カ統の減船ができると、このプラスアルファのところにもその金額が入ってくるという状況になります。

3.の公共事業で休漁漁船を活用した海底耕耘等の実施については、94億円の事業費、国費ベースの事業費を持ってございましたけれども、使用見込み額としてはゼロということになりました。この3.の事業は、漁業者の負担もなく、都道府、市町村等の主体の公共事業で実施されるということで、また各県、国もそうなんですけれども、公共事業枠が水

産予算の中で非常に大きいウエートを占めている。その中で休漁漁船を活用するメニューを何とか盛り込みたいということで水産庁でつくったんですが、結局今の段階では実施するには至っておりません。

続きまして、個別の内容に移りますが、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画というのが一番最初にありますが、これは11県が関係する県としてあります。対象漁業種類としては、さわら流し網、ひき網、はなつぎ網、何かいろいろな漁業があるわけですが、特にこの支援事業の対象として当てはまるのは、さわら流し網漁業の休漁期間の設定と網目の拡大でございます。これにつきましては漁業者の方から、休漁期間中の支援をやってくれとか、漁具のスクラップの経費を支援してくれとか、いろんな要望があったわけですが、これについては概ね漁業者の要望に対して都道府県の予算がついてきているということで。結局今の段階では、国費は余っている状況にあると。何でこれだけしか執行できないのかというのは、都道府県費がやはり限られているということで、この都道府県費に引っ張られて国の予算も決まるというところもあります。サワラ瀬戸内海系群については、14年、15年とあわせて6,000万近い金額を支出することができておりまして、これはある程度の支援事業の実施がなされたものと評価します。

続きまして、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画ですけれども、この対象県としてはL県、M県、N県の3県ですが、このうち漁獲努力量の制限を実施中のところはL県とM県でございます。このうち漁具の改良と休漁期間の設定に対して、支援事業での支援ができるわけです。漁業者の方もそういう支援を望んでいたわけですが、15年度については、L県の方で、シャワー施設装置の導入に対して支援がなされました。休漁の方についてはL県、M県とも支援がありませんでしたけれども、16年度、県の頑張りによって、県費ベースで両県とも1,500万近い金額、総事業費で言いますと9,000万ぐらいの事業規模で小底の休漁が実施されることとなります。

続きまして、日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画でございます。こちらの方ですが、対象県としてはO県からT県までの6県でございます。削減措置の内容で推進支援事業の対象となりますのは、改良網の導入と、あとは休漁・休漁漁船の活用等が支援事業の対象となります。漁具の改良については、越前式のアカガレイとズワイガニを分離してカニをとらないようにするとともに、アカガレイの小型魚も逃がすというのですが、こちらの導入をO、P、Qの3県が実施しました。こちらについてもO県、P県では、15年度で言いますと県費で1,000万以上の予算が支出されております。こちらについてはO県、P県、Q県については、かなり順調に進んでいると思っております。

その下の県においては、支援の措置となるようなものが削減措置の内容に含まれていないということでもあります。T県においては、公共事業での海底耕耘を実施するという事です。

続きまして、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画でございますが、これについては、

こちらの部会の所管の資源回復計画でございますが、今のところ保護区の設定という資源回復計画の支援事業の対象となるような削減内容ではございませんので、実施はされておりません。ただ、聞くところによると漁業者の中には、休漁してもいいよとか、漁具の改良に取り組んでみたいとか、そういう話があるようですけれども、なかなか現実化していない状況もあると聞いておりますので、そちらの方が実現できるようにこちらとしても県に働きかけていきたいと思っております。

続きまして、日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画でございます。こちらの方は a から d までの 4 県が対象県であります。15 年度においては a 県で沖底船の減船を実施し、これは県の負担は任意負担なんです。この a 県においては、沖底の減船に対して任意上乗せをきちんとしていただいたということで非常に評価したいと思っております。

あとこの内容で言いますと、c 県、d 県で休漁を前提に小底、沖底の漁獲努力量の削減、1 カ月の休漁をする。6 月とか 9 月に実施するということで話をずっと進めてきたんですが、明暗が分かれまして、c 県は漁業者に、大体これぐらいの支援でどうですかということで金額等も含めて漁業者の方に説明してきたんですが、結局県の財政が通らなかったということで、事業を見送らざるを得なかった。他方、d 県においては予算が確保できたということで、総事業費で 6,000 万近い事業を 16 年度実施することができる予定でございます。

続きまして、太平洋マサバですけれども、これは説明しておりますので詳しく説明しませんけれども、減船を i 県の方で既にミニ減船を実施しております。これについては都道府県の任意上乗せをしていただいている。係船休漁に対しては、15 年、16 年に対して都道府県の負担は見込まれていませんということでございます。

以上です。

山下部会長

ただいま資源回復計画に基づく漁業者支援関連措置の執行状況ということで、2 枚目以降は細かい数字が並んでおりますが、他の委員会での状況なども横並びで見ることができて大変わかりやすい表だと思えます。ただいまの説明について御質問、御意見等ございませんでしょうか。

澤口委員。

澤口委員

ここの中身と関連していると思うんだけど、皆さんも御承知のとおり、去年はクラゲ対策の問題で我々、定置網、刺し網、底だて網は大変な状況にあります。10 月 20 日以降は全く漁ができない状況です。それに対して例えば漁具の改良等の問題、こういった問題を我々漁業者の中では、とても今の状況ではできない状況なんです。せっかくこういう予算を有効に使っていただくために、国とか県の中でこういった支援事業を積極的に進めていただけないものか。言葉ではやっているんだけど、実際問題としてはなかなかで

きない。

例えば我々のクラゲの問題に対しても、国、県が利子補給すると言うんだけど、借りたものは返さなければならぬ。先ほど鈴木委員の方からも言われたように、非常に大変な状況の中で、利子補給だけされて漁業者が経営改善できるかということになると、非常に難しいです。やはりこういったものは国の機関で漁具、漁法の改良等やっていただいて、こういう漁法にしなければいけないようなものが確立された後でなければ漁業者が金を使えないんです。そういったこともあわせて考えていただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

山下部会長

何かお答えはありますか。

佐藤資源管理推進室長

私どもも特に日本海側の西の方から、この資源管理もいいけど、あのクラゲは何とかならないだろうか。とにかく操業には支障を来すし、とったものについての商品価値が落ちるということで。厳密に言うと、資源回復とクラゲの問題はいろいろ詰め方はあると思うんですが、現在のところ私どもは、本体としては研究指導課の方が窓口でいろいろやっているんですが、ある程度対策方法があるということであれば決して拒まないで、資源回復計画との関連でそういう効果があるということであれば、一応検討の対象にはなるのではないかと考えております。ただ、資源回復計画と全く関係のない魚種が、単純にあれが大変なのでそれを除去したいとの要望でこられると難しいかなと思います。

この魚のためにこのクラゲを少しでもこういう形で除去すれば、この資源に有効であるというような形で上がってくれば、それはその中でこの意味づけができれば、このようにいわゆる補助金という形でもできるのではないかと思います。

澤口委員

ありがとうございます。ただ、今の話は我々としてはもう災害なんです。そういった思いでございます。今までそういうことがなかった。去年はそういったことで大変な思いと。また今年もその状況が続くんじゃないかと、我々の予測だとそういう状況なんです。だから、そこの中で何とかそういうことも。きょうは資源回復の問題だと思うんだけど、実際に浜が活気づかなければ資源回復もできませんよ。先ほども言いましたように、負債がいっぱいある中で資源回復、回復と言ったってできないんですよ。そういった現実の問題から詰めていただきたいと。部長も来ておられますから、そういった広範囲でひとつ物を考えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

山下部会長

ほかにはいかがでございますか。伊妻委員。

伊妻委員

太平洋の方で、この沖合性カレイとマサバの保護も大変重要なんでしょうけれども、き

のうの南部会でも大変もめましたけれども、メンバーが違うもので改めて水産庁さんからお話を聞きたいんですけども、この資料3のうちのまき網の資源回復計画で、県の事業費がゼロだということ。これは先ほど澤口さんからもございましたように、減船の問題としては県は任意、しかし休漁は3分の1となっている。国の事情もわかるし県の事情もわかる。しかし、実際、資源回復計画をしなければだめだと。漁業者負担だけが3分の2になる。この資源回復計画を進めて行こうというときに、これが一番ネックになるんじゃないか。理想はいいけれども、先ほど鈴木さんからお話が合ったけれども、実際漁業者も苦しい。この資源回復計画を進めて行こうというときに、皆さんがそれぞれの分担をしなければ、この理想はちょっと資源回復計画としての投資対効果というか、費用効果からすると、今2年半過ぎましたけれども、予定としては5カ年の1サイクルでしょうけれども、なかなか厳しいんじゃないかと思しますので、水産庁さんの、きのうも聞きましたけれども、改めてメンバーも違いますので、御意見を伺いたします。よろしくお願ひします。

佐藤資源管理推進室長

昨日も、特にこの中に出ておりますマサバの地方負担が一番典型的な形で出てきているんですが、1県も負担がされてないということは、特別の意味をここが持っているのかどうか。今後国として支援を増加できないのかとか、幾つか質問がございました。

そういうことを踏まえて、伊妻委員の方からありました件につきましては、今回資源の回復に対する支援措置を組むときに、国、都道府県、漁業者の責任分担論は減船と違う側面から議論に入りました。それは減船というのは、それぞれの漁業管理主体がその船の経営的側面から整理していくということなんです、資源をふやすという行為においては、その利益というか受益性というのは、その大臣許可、知事許可にかかわらず、その地域全体に及ぶと整理されました。

それからもう一つ、魚がふえれば当然地域の流通、加工とかいろんな関連産業、地域の経済にも非常に大きな影響が及ぶ。そういうことで私どもとしては、資源回復計画というのは裨益性が非常に幅広いものがあるということで、地域経済に密着した都道府県負担の3分の1を打ち出したんです。

ただその段階でも、本当に受益性というのがみんな均等なんでしょうか。地域によっては関心のある資源であっても、地域においては非常に関心の薄いものもある。そういうふうな話があったんですが、そう言いながらも先ほど言いましたように最初の3本の資源回復計画は動いてきたんですが、まき網のようにいろんな地方から来ている、特に太平洋に日本海から来ているようなものについては、率直に言って太平洋の資源をふやすために、何で日本海の我が県が県議会に予算を要求しないといけないのかとか、そういう矛盾が出てきました。そういうことで、過去は国が補助を出すということであれば県費もつけようというのが多かったんですが、昨今の財政状況の悪化というものがあって、それでこういう問題が出てきた。これは単にマサバに限らず、沖底、さらに小底も含めて、どうにもない袖

は振れないという県が出てきているということがございます。

それで私どもの方にもいろんなところで、まき網さんからも陳情をいただいているんですが、都道府県が出せないから国が出してくださいという、この理由で単純に国の補助率を上げていくのは極めて困難であります、というふうにお答えせざるを得なかったわけです。その背景には今の国と地方の税財政改革というんですか、三位一体改革ということで、今後3年間に4兆円の補助金が減ると同時に地方交付税も削減するという方向で、その1年目ですらいろんなところで大変な状態で、地方が予算を組める組めないという問題が起こっています。

こういうきしみというのは、当然財務省なり国の方針としては出てくるという覚悟でやっているわけでございますので、そのきしみが出てきましたから補助率を上げてくださいますと、こういう単純には恐らく通らないだろう。しかし、一方この資源回復計画というのは、水産基本法ができて少なくとも最大の重要施策として、これだけ2,000回も漁業者協議会が開かれるということは、漁業者も関心を持っていただいているテーマだということで、単純なアップというのはできないんですが、ちょうど16年度が資源回復計画作成の一応の期限になって、17年度からリニューアルして新しいスタートをするということで、どういう形で支援事業に係る改善が図れるかを検討することになっていきます。結果として事業を円滑に推進していかなければ、この問題でこれがとんざしたり中断ということになれば新規計画も採用できないということで非常に問題ですので、今具体的なものがあるわけではございませんが、17年度予算要求に向けて、何とかそういう事業を円滑に進めて行くような、どんな工夫ができるかということを検討していくことにしております。

結論的なものはございませんが、以上です。

山下部会長

では、17年度に向けて御努力の方を期待したいと思います。

以上でほかにございませんでしたら、本日の議題を終了したいと思います。これ以外の議題で本日の部会で取り上げるべき事項はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようですので、最後に次回の開催日程について確認しておきたいと思っております。事務局より説明があればお願いいたします。

斎藤管理課課長補佐

定例の部会といたしましては、例年どおり本委員会とあわせて9月もしくは10月ごろをめどというふうなことを考えております。

山下部会長

では、また半年後ということでございます。具体的な日程については、皆様と調整を円滑にさせていただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の部会を閉会したいと思います。委員の皆様、また御

臨席の皆様におかれましては、長時間どうもありがとうございました。

なお、議事録署名人の澤口委員と宮本委員には、後日議事録が送付されますので、確認、署名の方をよろしく願います。

これをもちまして、第6回太平洋北部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会